

令和元年9月11日

学生のみなさんへ

理事（教育・学生・IR担当）・副学長
喜 多 一 美

気象警報等の発令時における授業等の取扱いについて

令和元年7月25日の教育研究評議会で、「気象警報等の発令時における授業等の取扱いに関する申合せ」が別紙のとおり決定しました。

令和元年10月1日から、気象警報（暴風警報及び暴風雪警報に限る。）又は特別警報（以下「気象警報等」という。）が発令された場合、授業が休講となることがありますので、「気象警報等の発令時における授業等の取扱いに関する申合せ」をよく読み、下記について留意してください。

記

1 授業の取扱いについて

(1) 午前7時に気象警報等が発令されている場合→午前の授業を休講とする

- ・ 1時限及び2時限（ただし、共同獣医学科は1－2校時及び3－4校時）の授業を休講とする。
- ・ 午前7時に、各自が気象庁HPにより気象警報等発令の有無を確認すること。

(2) 午前11時に気象警報等が発令されている場合→午後の授業を休講とする

- ・ 3時限以降（ただし、共同獣医学科は5－6校時以降）の授業を休講とする。
- ・ 午前11時に、各自が気象庁HPにより気象警報等発令の有無を確認すること。

2 補講について

- ・ 学期末の補講期間で実施する。
- ・ 詳細は別途連絡する。

3 課外活動について

- ・ 授業が休講となった場合は課外活動も休止とする。

4 休講に関する周知について

(1) 午前の授業を休講とする場合

- ・ 1時限の授業開始までに本学HP、アイアシスタント及び学内掲示により休講の連絡をする。

(2) 午後の授業を休講とする場合

- ・ 3時限の授業開始までに本学HP、アイアシスタント及び学内掲示により休講の連絡をする。